

令和 年 月 日

宇佐土地改良区  
理事長 大森 博 様

住所  
申請者 名称  
氏名

印

## 水路上使用許可申請書

今般、下記のとおり水路上を借り受けたいので、御了承下さるよう関係書類を添えて申請いたします。

### 記

1. 申請の目的 .....
2. 水路名 .....
3. 施工場所 ...宇佐市大字.....
4. 施設の構造 ...別紙設計図書のとおり.....
5. 工事施工方法 ...請負・直営.....
6. 工事の期間 ...許可を受理した日から.....日間.....
7. 添付書類
  - ①位置図
  - ②平面図及び新旧水路断面図（官民境界を明確にする）
  - ③構造詳細図（官民境界を明確にする）
  - ④水路上使用面積求積図
  - ⑤字図
  - ⑥区長及び土地改良区役員の意見書
  - ⑦水路上使用契約書
  - ⑧印鑑証明書（各1通）
  - ⑨その他必要書類
    - ・理由書（4m以上使用する場合）
    - ・3.0mに1箇所グレーチングを設置する

|     |  |
|-----|--|
| 連絡先 |  |
| 電話  |  |

# 意見書願

令和 年 月 日

宇佐土地改良区  
理事長 大森 博 様

住所  
申請者 名称  
氏名

印

今般、下記の場所において 水を建築するにあたり  
水路上を借り受けたいのでご承認願います。

1. 設置場所 .....

2. 水路名 .....

意見欄

.....  
.....  
.....

令和 年 月 日

住所  
役職名  
氏名

印

\*意見欄は本人直筆のこと

# 意見書願

令和 年 月 日

宇佐土地改良区  
理事長 大森 博 様

住所  
申請者 名称  
氏名

印

今般、下記の場所において 水を建築するにあたり  
水路上を借り受けたいのでご承認願います。

1. 設置場所 .....

2. 水路名 .....

意見欄

.....  
.....  
.....

令和 年 月 日

住所  
役職名  
氏名

印

\*意見欄は本人直筆のこと

## 水路上使用契約書

印紙不要  
印紙税法第五条  
第二号に依り  
印紙税免除

宇佐土地改良区の土地、施設の管理責任者宇佐土地改良区理事長 大森 博  
(以下「甲」という)は、使用者 (以下「乙」という)  
に対して後記記載の土地(以下「使用許可土地」という)について乙が次のとおりの  
条件を遵守する事を条件としてその使用を許可する。

### 第1条 (使用許可を受ける土地の所在および面積)

甲は、乙に対して次の土地について使用を許可する。  
宇佐市大字 番地先の土地の一部 m<sup>2</sup>

### 第2条 (使用の目的)

甲は、乙が 目的の為に使用許可土地を使用する  
ことを許可するものとし、乙はこれ以外の目的で使用してはならない。

### 第3条 (使用期間)

使用を許可する期間は次のとおりとする。  
令和 年 月 日より 令和 年 月 日まで

### 第4条 (使用料)

- 使用料は、使用許可土地1平方メートル(実測面積・公簿上面積)あたり  
金 円(但し、1年につき)とする。
- 4月1日より翌年3月31日までの期間を1ヶ年と定め、使用料は  
1ヶ年につき金 円とし、乙は甲に対して毎年12月  
20日までに当年分の使用料を支払うべきものとする。
- 使用許可を受けた年については、第2項の規定にかかわらず、使用料  
は使用許可を受けると同時にこれを支払うべきものとする。
- 第3条に定める使用許可期間の途中において使用許可が取り消され、  
または、甲が使用許可土地の使用を終了し、その他、乙が使用許可土  
地について有する使用権限を喪失した場合は、使用料を月割計算とす  
る。

### 第5条 (使用上の条件)

- 乙は、乙の費用負担において水路保全の必要の為に毎年通水期前に、甲  
の指示するところに従い、関係区域の浚せつをしなければならない。

二 乙は、使用の敷地及び側壁等を破損させた場合は、乙の費用負担にお  
いて甲の指示に従い速やかに修理を行い、通水の支障を除去しなけれ  
ばならない。

三 乙は、その他、土地及び施設の維持、管理のために必要な処置を行う  
ためにする甲の指示に従わなければならない。

四 乙が使用する敷地内について構造物等を破損して万一事故等が起きた  
場合は乙の責任に於いて処理するものとし、甲の責任は一切問わない  
ものとする。

### 第6条 (立ち入り検査)

甲は、使用許可土地の状況調査、又は維持、管理のために使用許可土地  
内に立ち入りこれを点検し、必要があればこれに適時の処置を講ずる  
ことができるものとし、乙は甲が行う立ち入り調査と必要な処置につ  
いてなんら異議を申し立てない。

### 第7条 (使用権限の譲渡等の禁止)

乙は、使用許可土地について本使用許可に基づいて有する使用権限を  
譲渡し、あるいは、転貸してはならない。

### 第8条 (使用許可の取消 その1)

- 使用許可土地について改修、修繕等の維持、管理の必要が甲に生じた  
場合には、甲は第3条の使用期間の途中にかかわらず、使用許可土地  
についての使用許可を取り消すことができる。
- 前項の場合、乙の使用の為に施設は、乙の負担により撤去する。

### 第9条 (使用許可の取消 その2)

乙が次の各号の1のいずれかに該当したときは、甲は何らの催告を要  
することなく土地の使用許可を取り消すことができる。

- 乙が第2条に定める使用目的以外の為に使用許可土地を使用したとき
- 乙が第4条に定める使用料をその支払い時期に支払わなかったとき
- 乙が第5条に定める使用上の条件を遵守しなかったとき
- 乙が第6条に定める立ち入り検査等を拒んだとき
- 乙が第7条の規定にもかかわらず使用許可土地についての使用権限を  
譲渡または転貸したとき

六、乙が使用許可土地についての管理を懈怠したために甲もしくは第三者に損害をもたらし、あるいはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

第 10 条（原状回復）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は使用許可土地内の乙の使用のための施設は、乙の負担により直ちに撤去し、原状に回復して使用許可土地を返還しなければならない。

第 11 条（損害金）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は甲に対して、乙が使用権限を失った日から使用許可土地の明け渡しに至るまで第 4 条に定める使用料の倍額の金額を損害金として支払わなければならない。

第 12 条（立退料等の請求禁止）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は甲に対して、立退料その他一切の名目の如何を問わず、一切の請求を甲に対して行わない。

令和 年 月 日

使用者が以上の各条件を遵守することを条件として使用許可土地の使用を許可するものとし、本契約書 2 通作成し、各々 1 通保持する事とする。

甲 使用許可者 宇佐土地改良区理事長 大 森 博

以上の各条件を固く守り違反行為のあるときは、何時にても使用許可を取り消されても異議なく、またその場合は使用許可土地上の施設を直ちに撤去することを誓約のうえ善良な管理者としての注意をもって使用許可の土地を使用することを約します。

乙 使用者

(住 所)

(名 称)

(氏 名)

Ⓜ

使用者が前記各条件を履行しない場合は、使用者（乙）が負う一切の義務を使用者と連帯して履行する事を誓約します。

使用履行連帯保証人

(住 所)

(名 称)

(氏 名)

Ⓜ

## 水路上使用契約書

印紙不要  
印紙税法第五条  
第二号に依り  
印紙税免除

宇佐土地改良区の土地、施設の管理責任者宇佐土地改良区理事長 大森 博  
(以下「甲」という)は、使用者 (以下「乙」という)  
に対して後記記載の土地(以下「使用許可土地」という)について乙が次のとおりの  
条件を遵守する事を条件としてその使用を許可する。

### 第1条 (使用許可を受ける土地の所在および面積)

甲は、乙に対して次の土地について使用を許可する。  
宇佐市大字 番地先の土地の一部 m<sup>2</sup>

### 第2条 (使用の目的)

甲は、乙が 目的の為に使用許可土地を使用する  
ことを許可するものとし、乙はこれ以外の目的で使用してはならない。

### 第3条 (使用期間)

使用を許可する期間は次のとおりとする。  
令和 年 月 日より 令和 年 月 日まで

### 第4条 (使用料)

- 使用料は、使用許可土地1平方メートル(実測面積・公簿上面積)あたり  
金 円(但し、1年につき)とする。
- 4月1日より翌年3月31日までの期間を1ヶ年と定め、使用料は  
1ヶ年につき金 円とし、乙は甲に対して毎年12月  
20日までに当年分の使用料を支払うべきものとする。
- 使用許可を受けた年については、第2項の規定にかかわらず、使用料  
は使用許可を受けると同時にこれを支払うべきものとする。
- 第3条に定める使用許可期間の途中において使用許可が取り消され、  
または、甲が使用許可土地の使用を終了し、その他、乙が使用許可土  
地について有する使用権限を喪失した場合は、使用料を月割計算とす  
る。

### 第5条 (使用上の条件)

- 乙は、乙の費用負担において水路保全の必要の為に毎年通水期前に、甲  
の指示するところに従い、関係区域の浚せつをしなければならない。

二 乙は、使用の敷地及び側壁等を破損させた場合は、乙の費用負担にお  
いて甲の指示に従い速やかに修理を行い、通水の支障を除去しなけれ  
ばならない。

三 乙は、その他、土地及び施設の維持、管理のために必要な処置を行う  
ためにする甲の指示に従わなければならない。

四 乙が使用する敷地内について構造物等を破損して万一事故等が起きた  
場合は乙の責任に於いて処理するものとし、甲の責任は一切問わない  
ものとする。

### 第6条 (立ち入り検査)

甲は、使用許可土地の状況調査、又は維持、管理のために使用許可土地  
内に立ち入りこれを点検し、必要があればこれに適時の処置を講ずる  
ことができるものとし、乙は甲が行う立ち入り調査と必要な処置につ  
いてなんら異議を申し立てない。

### 第7条 (使用権限の譲渡等の禁止)

乙は、使用許可土地について本使用許可に基づいて有する使用権限を  
譲渡し、あるいは、転貸してはならない。

### 第8条 (使用許可の取消 その1)

- 使用許可土地について改修、修繕等の維持、管理の必要が甲に生じた  
場合には、甲は第3条の使用期間の途中にかかわらず、使用許可土地  
についての使用許可を取り消すことができる。
- 前項の場合、乙の使用の為に施設は、乙の負担により撤去する。

### 第9条 (使用許可の取消 その2)

乙が次の各号の1のいずれかに該当したときは、甲は何らの催告を要  
することなく土地の使用許可を取り消すことができる。

- 乙が第2条に定める使用目的以外の為に使用許可土地を使用したとき
- 乙が第4条に定める使用料をその支払い時期に支払わなかったとき
- 乙が第5条に定める使用上の条件を遵守しなかったとき
- 乙が第6条に定める立ち入り検査等を拒んだとき
- 乙が第7条の規定にもかかわらず使用許可土地についての使用権限を  
譲渡または転貸したとき

六、乙が使用許可土地についての管理を懈怠したために甲もしくは第三者に損害をもたらし、あるいはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

第 10 条（原状回復）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は使用許可土地内の乙の使用のための施設は、乙の負担により直ちに撤去し、原状に回復して使用許可土地を返還しなければならない。

第 11 条（損害金）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は甲に対して、乙が使用権限を失った日から使用許可土地の明け渡しに至るまで第 4 条に定める使用料の倍額の金額を損害金として支払わなければならない。

第 12 条（立退料等の請求禁止）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は甲に対して、立退料その他一切の名目の如何を問わず、一切の請求を甲に対して行わない。

令和 年 月 日

使用者が以上の各条件を遵守することを条件として使用許可土地の使用を許可するものとし、本契約書 2 通作成し、各々 1 通保持する事とする。

甲 使用許可者 宇佐土地改良区理事長 大 森 博

以上の各条件を固く守り違反行為のあるときは、何時にても使用許可を取り消されても異議なく、またその場合は使用許可土地上の施設を直ちに撤去することを誓約のうえ善良な管理者としての注意をもって使用許可の土地を使用することを約します。

乙 使用者

(住 所)

(名 称)

(氏 名)

Ⓜ

使用者が前記各条件を履行しない場合は、使用者（乙）が負う一切の義務を使用者と連帯して履行する事を誓約します。

使用履行連帯保証人

(住 所)

(名 称)

(氏 名)

Ⓜ

令和 年 月 日

宇佐土地改良区

理事長 大森 博 様

住所

氏名

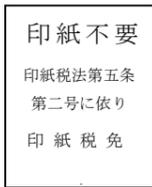
印

## 理 由 書

今般、貴改良区管理の水路上を使用して進入路を設けたいと考えています。

4mの使用が限度とされていますが、 の安全を

確保したいため、申請図面のとおり水路上使用の許可をお願いします。



## 水路上使用契約書

宇佐土地改良区の土地、施設の管理責任者宇佐土地改良区理事長 大森博 (以下「甲」という) は、使用者 (以下「乙」という) に対して後記記載の土地 (以下「使用許可土地」という) について乙が次のとおりの条件を遵守する事を条件としてその使用を許可する。

### 第1条 (使用許可を受ける土地の所在及び柱設置本数)

甲は、乙に対して次の土地について使用を許可する。

設置場所

| 設置本数 | 本 |
|------|---|
| 本柱   | 本 |
| 支柱   | 本 |
| 支線柱  | 本 |
| 支線   | 本 |

### 第2条 (使用の目的)

甲は、乙が 目的の為に使用許可土地を使用することを許可するものとし、乙はこれ以外の目的で使用してはならない。

### 第3条 (使用期間)

使用を許可する期間は次のとおりとする。

令和 年 月 日より 令和 年 月 日まで  
(5ヶ年)

### 第4条 (使用料)

①使用料は柱1本 (本柱、支柱、支線柱、支線) あたり  
金 円 (但し、1年につき) とする。

②4月1日より翌年3月31日までの期間を1ヶ年と定め、使用料は1ヶ年につき金 円を、乙は甲に対して毎年12月20日までに当年分の使用料を支払うべきものとする。

③使用許可を受けた年については、第2項の規定にかかわらず、使用料は使用許可を受けると同時にこれを支払うべきものとする。

但し、使用を許可した期間の始期が4月1日でない場合、(以下「期間の中途における使用許可」という) の使用料は月割計算とする。

④第3条に定める使用許可期間の中途において使用許可が取り消され、または、甲が使用許可土地の使用を終了し、その他、乙が使用許可土地について有する使用権限を喪失した場合は、使用料を月割計算とする。

### 第5条 (使用上の条件)

一、乙は、使用の敷地及び側壁等を破損させた場合は、乙の費用負担において甲の指示に従い速やかに修理を行い、通水の支障を除去しなければならない。

二、乙は、その他、土地および施設の維持、管理のために必要な処置を行うためにする甲の指示に従わなければならない。

### 第6条 (使用権限の譲渡等の禁止)

乙は、使用許可土地について本使用許可に基づいて有する使用権限を譲渡し、あるいは、転貸してはならない。

### 第7条 (使用許可の取消 その1)

①使用許可土地について改修、修繕等の維持、管理の必要が甲に生じた場合には、甲は第3条の使用期間の中途にかかわらず、使用許可土地についての使用許可を取り消すことができる。

②前項の場合、乙の使用の為の施設は、乙の負担により撤去する。

第8条（使用許可の取消 その2）

乙が次の各号の1のいずれかに該当したときは、甲は何らの催告を要することなく土地の使用許可を取り消すことができる。

- 一、乙が第2条に定める使用目的以外の為に使用許可土地を使用したとき
- 二、乙が第4条に定める使用料をその支払時期に支払わなかったとき
- 三、乙が第5条に定める使用上の条件を遵守しなかったとき
- 四、乙が第6条の規定にもかかわらず使用許可土地についての使用権限を譲渡または転貸したとき
- 五、乙が使用許可土地についての管理を懈怠したために甲もしくは第三者に損害をもたらし、あるいはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

第9条（原状回復）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は使用許可土地内の乙の使用のための施設は、乙の負担により直ちに撤去し、原状回復して使用許可土地を返還しなければならない。

第10条（損害金）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は甲に対して、乙が使用権限を失った日から使用許可の明け渡しに至るまで第4条に定める使用料の倍額の金額を損害金として支払わなければならない。

第11条（立退料等の請求禁止）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は甲に対して、立退料その他一切の名目の如何を問わず、一切の請求を甲に対して行わない。

令和 年 月 日

使用者が以上の各条件を遵守することを条件として使用許可土地の使用を許可するものとし、本契約書2通作成し各々1通保持する事とする。

甲 使用許可者 宇佐土地改良区理事長 大 森 博

以上の各条件を固く守り違反行為のあるときは、何時にても使用許可を取り消されても異議がなく、また、その場合は使用許可土地上の施設を直ちに撤去することを誓約のうえ善良な管理者としての注意をもって使用許可土地を使用することを約します。

乙 使用者

(住 所)

(名 称)

(氏 名)

㊞

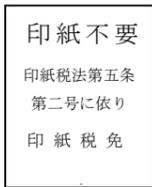
使用履行連帯保証人

(住 所)

(名 称)

(氏 名)

㊞



## 水路上使用契約書

宇佐土地改良区の土地、施設の管理責任者宇佐土地改良区理事長 大森博 (以下「甲」という) は、使用者 (以下「乙」という) に対して後記記載の土地 (以下「使用許可土地」という) について乙が次のとおりの条件を遵守する事を条件としてその使用を許可する。

### 第1条 (使用許可を受ける土地の所在及び柱設置本数)

甲は、乙に対して次の土地について使用を許可する。

設置場所

| 設置本数 | 本 |
|------|---|
| 本柱   | 本 |
| 支柱   | 本 |
| 支線柱  | 本 |
| 支線   | 本 |

### 第2条 (使用の目的)

甲は、乙が 目的の為に使用許可土地を使用することを許可するものとし、乙はこれ以外の目的で使用してはならない。

### 第3条 (使用期間)

使用を許可する期間は次のとおりとする。

令和 年 月 日より 令和 年 月 日まで  
(5ヶ年)

### 第4条 (使用料)

①使用料は柱1本 (本柱、支柱、支線柱、支線) あたり  
金 円 (但し、1年につき) とする。

②4月1日より翌年3月31日までの期間を1ヶ年と定め、使用料は1ヶ年につき金 円を、乙は甲に対して毎年12月20日までに当年分の使用料を支払うべきものとする。

③使用許可を受けた年については、第2項の規定にかかわらず、使用料は使用許可を受けると同時にこれを支払うべきものとする。

但し、使用を許可した期間の始期が4月1日でない場合、(以下「期間の中途における使用許可」という) の使用料は月割計算とする。

④第3条に定める使用許可期間の中途において使用許可が取り消され、または、甲が使用許可土地の使用を終了し、その他、乙が使用許可土地について有する使用権限を喪失した場合は、使用料を月割計算とする。

### 第5条 (使用上の条件)

一、乙は、使用の敷地及び側壁等を破損させた場合は、乙の費用負担において甲の指示に従い速やかに修理を行い、通水の支障を除去しなければならない。

二、乙は、その他、土地および施設の維持、管理のために必要な処置を行うためにする甲の指示に従わなければならない。

### 第6条 (使用権限の譲渡等の禁止)

乙は、使用許可土地について本使用許可に基づいて有する使用権限を譲渡し、あるいは、転貸してはならない。

### 第7条 (使用許可の取消 その1)

①使用許可土地について改修、修繕等の維持、管理の必要が甲に生じた場合には、甲は第3条の使用期間の中途にかかわらず、使用許可土地についての使用許可を取り消すことができる。

②前項の場合、乙の使用の為の施設は、乙の負担により撤去する。

第8条（使用許可の取消 その2）

乙が次の各号の1のいずれかに該当したときは、甲は何らの催告を要することなく土地の使用許可を取り消すことができる。

- 一、乙が第2条に定める使用目的以外の為に使用許可土地を使用したとき
- 二、乙が第4条に定める使用料をその支払時期に支払わなかったとき
- 三、乙が第5条に定める使用上の条件を遵守しなかったとき
- 四、乙が第6条の規定にもかかわらず使用許可土地についての使用権限を譲渡または転貸したとき
- 五、乙が使用許可土地についての管理を懈怠したために甲もしくは第三者に損害をもたらし、あるいはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

第9条（原状回復）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は使用許可土地内の乙の使用のための施設は、乙の負担により直ちに撤去し、原状回復して使用許可土地を返還しなければならない。

第10条（損害金）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は甲に対して、乙が使用権限を失った日から使用許可の明け渡しに至るまで第4条に定める使用料の倍額の金額を損害金として支払わなければならない。

第11条（立退料等の請求禁止）

使用許可期間の満了、使用許可の取消、その他、乙が使用許可土地について使用権限を喪失した場合には、乙が使用権限を失った原因の理由の如何を問わず、乙は甲に対して、立退料その他一切の名目の如何を問わず、一切の請求を甲に対して行わない。

令和 年 月 日

使用者が以上の各条件を遵守することを条件として使用許可土地の使用を許可するものとし、本契約書2通作成し各々1通保持する事とする。

甲 使用許可者 宇佐土地改良区理事長 大 森 博

以上の各条件を固く守り違反行為のあるときは、何時にても使用許可を取り消されても異議がなく、また、その場合は使用許可土地上の施設を直ちに撤去することを誓約のうえ善良な管理者としての注意をもって使用許可土地を使用することを約します。

乙 使用者

(住 所)

(名 称)

(氏 名)

㊞

使用履行連帯保証人

(住 所)

(名 称)

(氏 名)

㊞